

第3回令和7年青森県豪雪対策本部会議

日時：令和7年3月28日（金）

10：00～

場所：西棟8階889会議室

次 第

1 開会

2 議事

(1) 今冬の豪雪に係る被害状況等（統括調整部）【資料1】

(2) 県の対応状況（関係部局）【資料2】

3 本部長指示事項

4 閉会

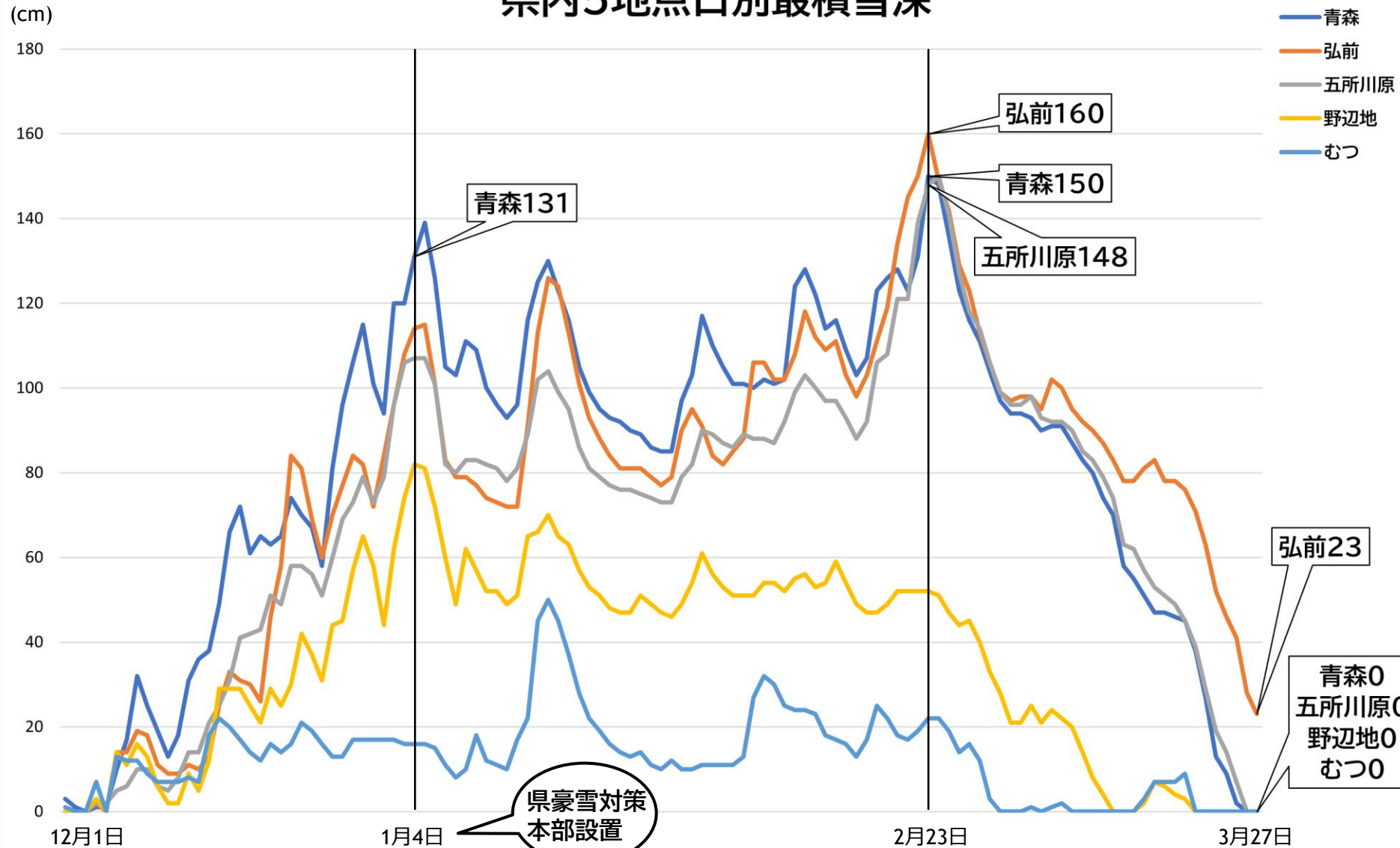
豪雪に係る被害状況等

(3月27日09:00時点)

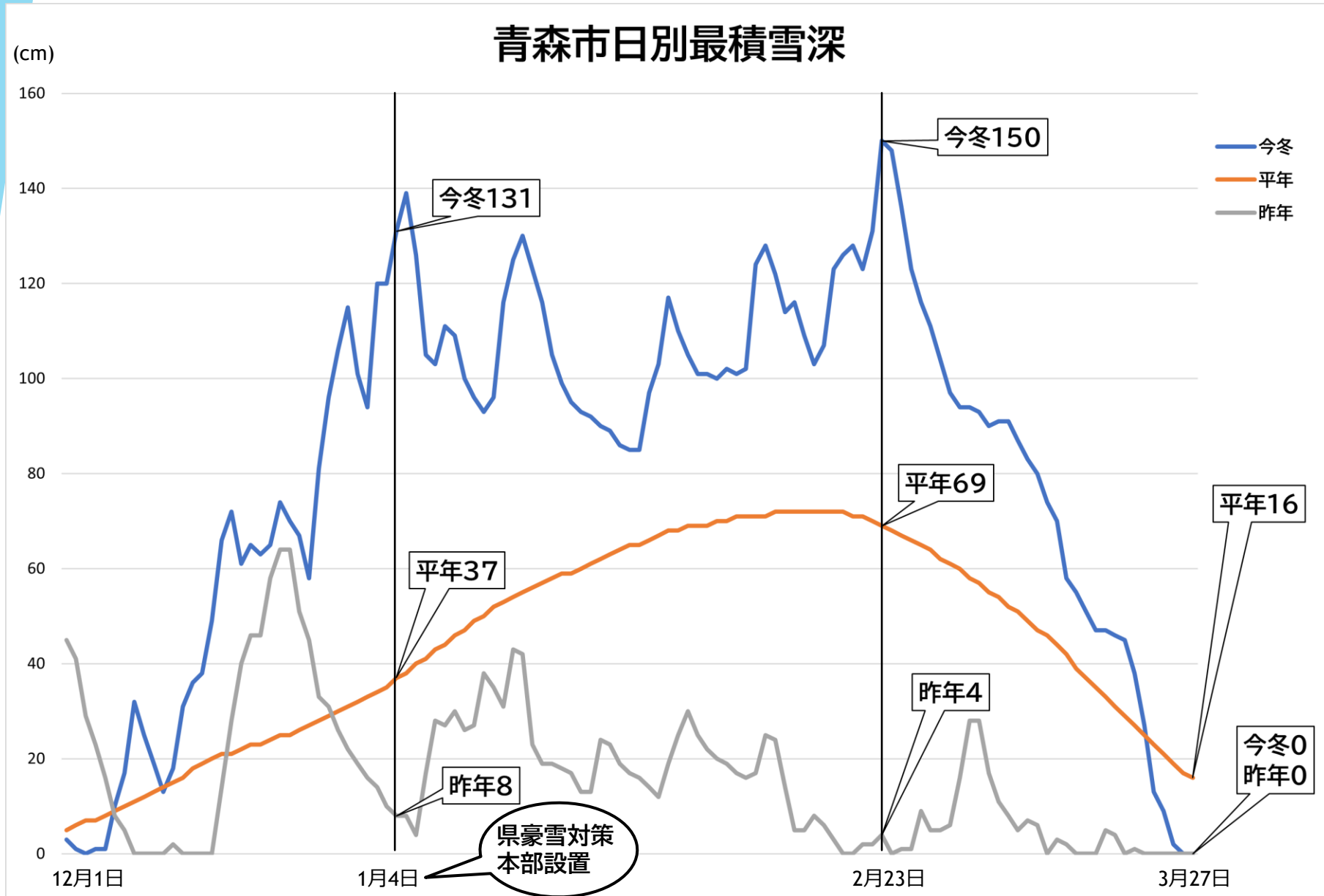
令和7年3月28日

1 積雪の状況

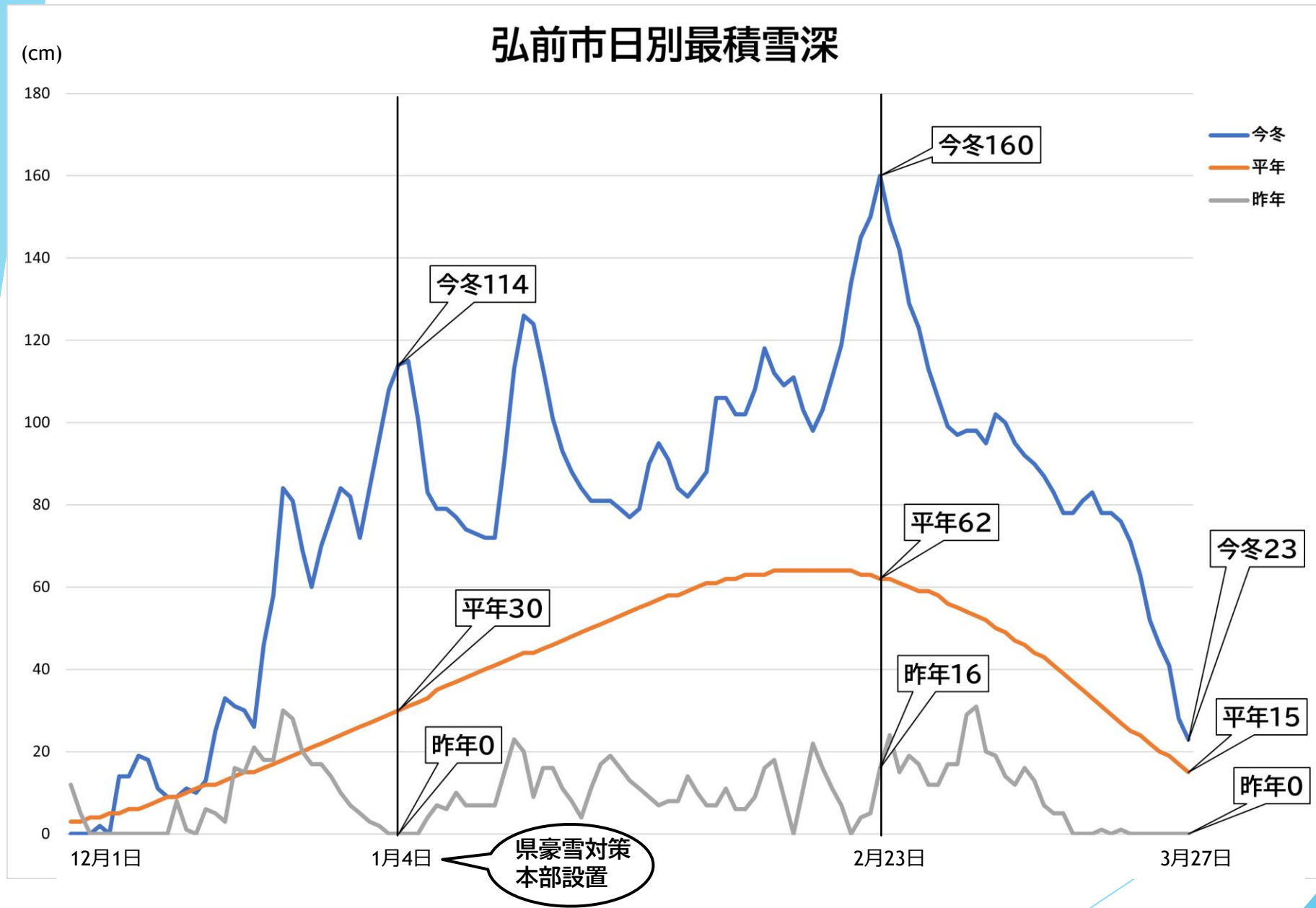
県内5地点日別最積雪深



1 積雪の状況



1 積雪の状況



2 人的被害・建物被害（令和7年3月27日9時現在）

（1）人的被害

総計	死亡	重傷	軽傷	傷病程度調査中
181人	10人	46人	125人	0人

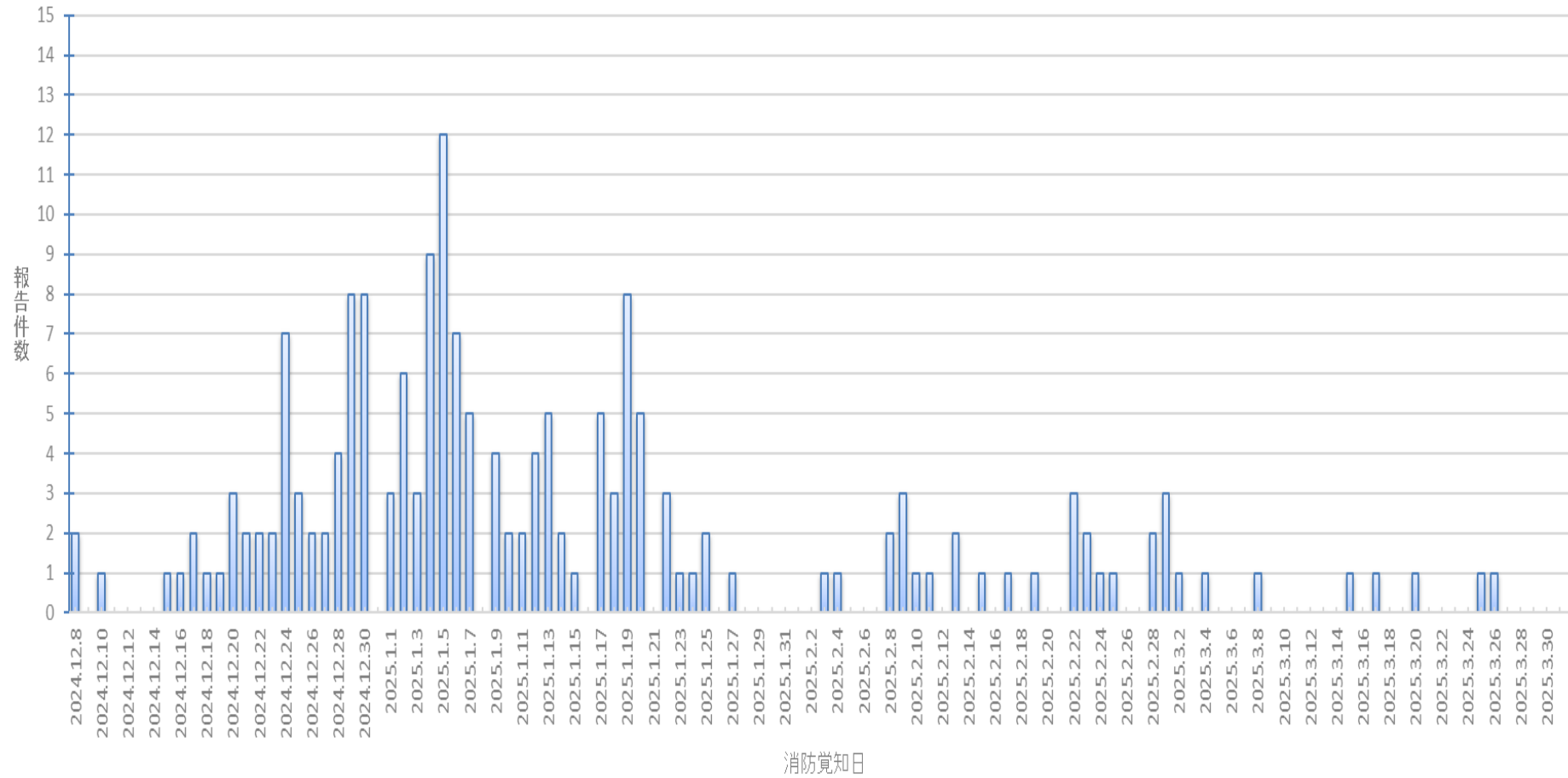
※死亡原因：屋根の雪下ろし6人、除雪作業中1人、除雪中の落雪2人
その他の原因1人

（2）建物被害

区分	総計	全壊	半壊	一部損壊	床下浸水
住家	144件	4件	8件	130件	2件
非住家	409件	134件	86件	189件	—
合計	553件	138件	94件	319件	2件

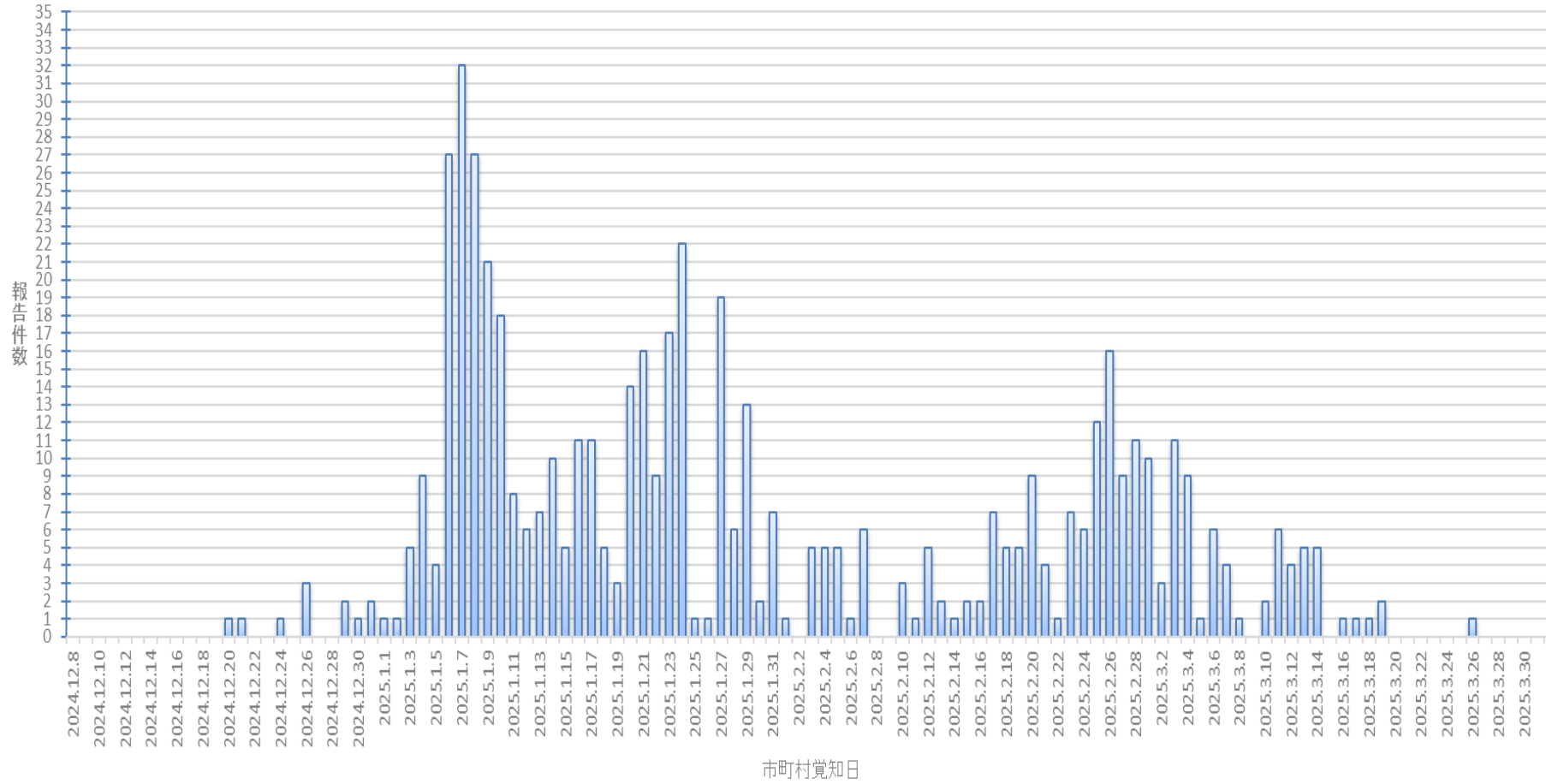
3 被害に係る報告件数の推移

(1) 人的被害報告件数



3 被害に係る報告件数の推移

(2) 建物被害報告件数



これまでの県の主な対応①

対応	概要	期間・市町村	実績（3月27日現在）
災害救助法の適用決定 （健康医療福祉部）	多量の積雪・短期間の集中的降雪により、生命・身体に危害を受けるおそれがあり、自らの資力・労力で除雪できない者に対し、障害物の除去（倒壊のおそれがある住家等の除排雪）等を実施した市町村の負担費用を軽減	適用期間：令和7年1月4日～1月31日 （黒石市：2月3日） 適用団体：青森市、弘前市、黒石市、五所川原市、平川市、藤崎町、大鰐町、田舎館村、板柳町、鶴田町（10市町村）	災害救助法に基づく市町村に対する屋根雪下ろし支援 433件
		適用期間：令和7年2月25日～3月6日 （黒石市：3月10日） 適用団体：青森市、弘前市、黒石市、五所川原市、つがる市、平川市、鱒ヶ沢町、西目屋村、板柳町、鶴田町（10市町村）	災害救助法に基づく市町村に対する屋根雪下ろし支援 72件
除排雪機械の市町村マッチング支援 （県土整備部）	降雪量が多く除排雪機械等が不足している市町村に対し、比較的降雪量が少ない地域の建設業協会が除排雪機械等を支援	実施期間：令和7年1月7日～1月25日 実施団体：青森市、弘前市、黒石市、鱒ヶ沢町、田舎館村、板柳町（6市町村）	6市町村に対し、建設業協会（下北支部、上北支部、西地方支部、三八支部）からダンプトラック延べ211台・日
りんご雪害軽減事業 （農林水産部）	豪雪によるりんご樹の枝折れ等の被害拡大防止のため、生産者が無人ヘリ事業者に委託して融雪促進剤を空中散布する経費を支援	申込期間：令和7年2月4日～3月21日 対象：全市町村	申込件数950件
青森県被災者生活再建支援制度適用 （危機管理局）	居住する住宅が全壊するなど生活基盤に著しい被害を受けた者の生活を再建するための支援金を給付	対象期間：原則として災害救助法適用期間 ※上記期間以外でも要件に合致する場合は対象 対象：全市町村	申請件数4件

これまでの県の主な対応②

国への要望

実施日	要望先	要望者	要望概要	要望後状況
令和7年 1月16日	石破内閣総理大臣	知事	道路除排雪における国への連携協力、除排雪経費に係る特別交付税の配慮、市町村分の繰り上げ交付、国土交通省所管道路除排雪経費の追加配分を緊急要望	■総務省関係 <ul style="list-style-type: none"> 特別交付税(3月交付分)交付額 →【県分】 前年度比約12億円の増 →【市町村分】 前年度比約38億円の増 ■国土交通省関係 <ul style="list-style-type: none"> 道路除排雪経費 →3月18日、県分約22億円、市町村分約23億円、合計約45億円の追加配分決定。 →県分、市町村分ともに、追加配分額としては過去最大。 ■農林水産省関係 <ul style="list-style-type: none"> 可能な限りサポートしていく旨の回答あり。
1月22日	中野国土交通大臣	知事、県議会議員及び関係市町村長	道路除排雪経費の確保に関する緊急要望を実施	
1月23日	村上総務大臣	知事、県議会議員及び関係市町村長	特別交付税の配分に関する緊急要望を実施	
2月13日	原総務審議官等	知事及び市長会、町村会	除排雪経費等に係る令和6年度特別交付税の確保に関する緊急要望を実施	
	吉岡国土交通省事務次官		道路除排雪経費の確保に関する緊急要望を実施	
3月19日	滝波農林水産副大臣	知事、県議会、市長会、市議会議員会、町村会及び町村議会議員会	りんご等被災樹園地の再生支援、農業用施設等の復旧支援及び災害関連資金による支援に関する緊急要望を実施	

今後の県の対応①

りんご等果樹雪害復旧緊急支援事業の概要

予算額:161,454千円

雪害による果樹生産への影響を抑え、早急に産地の再生を図るため、被害を受けた果樹生産者等に対し、**被害樹の修復や撤去に必要な経費を支援**する。

対象経費 樹体の修復や折れた大枝の処理等に必要な
作業用機械（バックホー等）の借上げに要する経費

補助率 借上げ経費（税抜き）の2/3以内

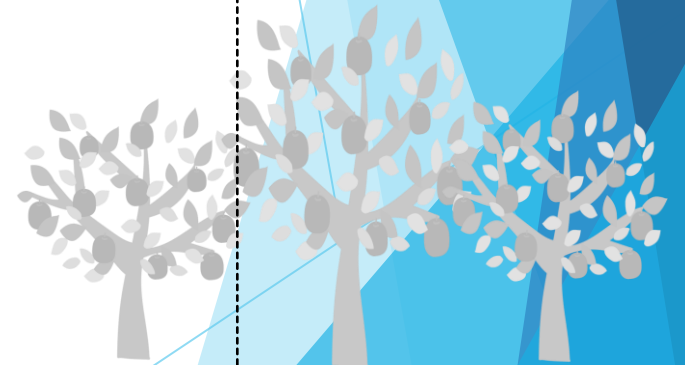
申込先 各果樹産地協議会

参考：バックホーを借りて樹体を修復する場合の生産者負担額イメージ（1日当たり）

作業用機械 借上費用①※	県の補助金 ②	生産者借上費用負担額 ①－②＝③
24,000円	16,000円	8,000円

※ レンタル料金は機械の種類や借上期間、リース会社により異なります。

〈事業の流れ〉



今後の県の対応②

農業用ハウス等雪害復旧緊急支援事業の概要

予算額: 220,378千円

令和6年12月からの豪雪により農業用ハウス等に被害を受けた農業者に対し、経営の早急な再開を促すため、**農業用ハウス等の修繕、再建及び撤去に必要な経費を支援**する。

対象経費 被災した農業用ハウス等の修繕・再建（撤去を含む）に要する経費

補助率 復旧に係る経費（税抜き）の**5/10以内**
※ただし、国が事業を実施した場合は国3/10以内と合わせて5/10以内とする。

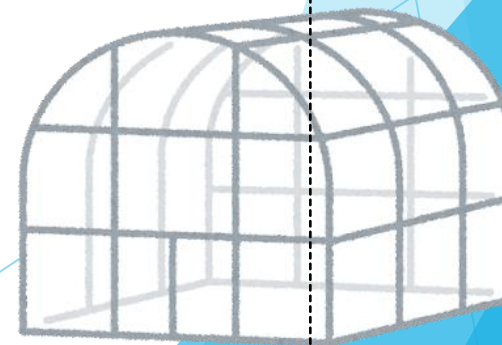
補助対象 被害を受けた日以降の取組（着工）

申込先 居住地の市町村に申込み

参考：園芸施設共済加入者（設置年数：4年以上5年未満）、80坪ハウス1棟・再建費2,000千円に係る農業者負担額イメージ

再建費①	県の補助金②	共済金③	農業者負担額 ①－②－③
2,000千円	1,000千円	640千円	360千円

〈事業の流れ〉



今後の県の対応③

畜舎等雪害復旧緊急支援事業の概要

予算額:145,319千円

令和6年12月からの豪雪により畜舎等に被害を受けた畜産経営体に対し、経営の早急な再開を促すため、**畜舎等の修繕、再建及び撤去に必要な経費を支援**する。

対象経費 被害を受けた畜舎等の修繕・再建（撤去を含む）及び農業用機械の取得に要する費用

補助率 復旧に係る経費（税抜き）の**5/10以内**
※ただし、国が事業を実施した場合は国3/10以内と合わせて5/10以内とする。

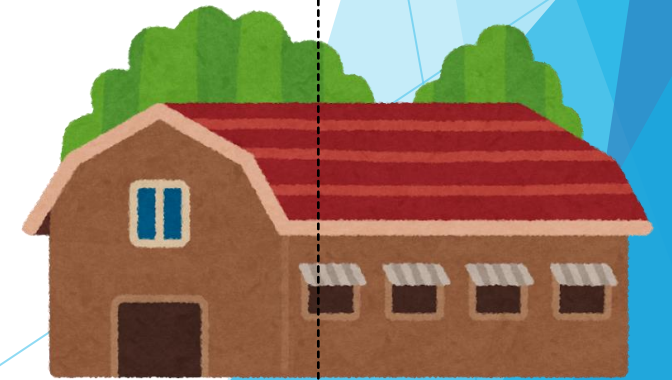
補助対象 被害を受けた日以降の取組（着工）

申込先 居住地の市町村に申込み

参考：建物共済加入者、牛舎1棟・再建費26,000千円に係る畜産経営体負担額イメージ

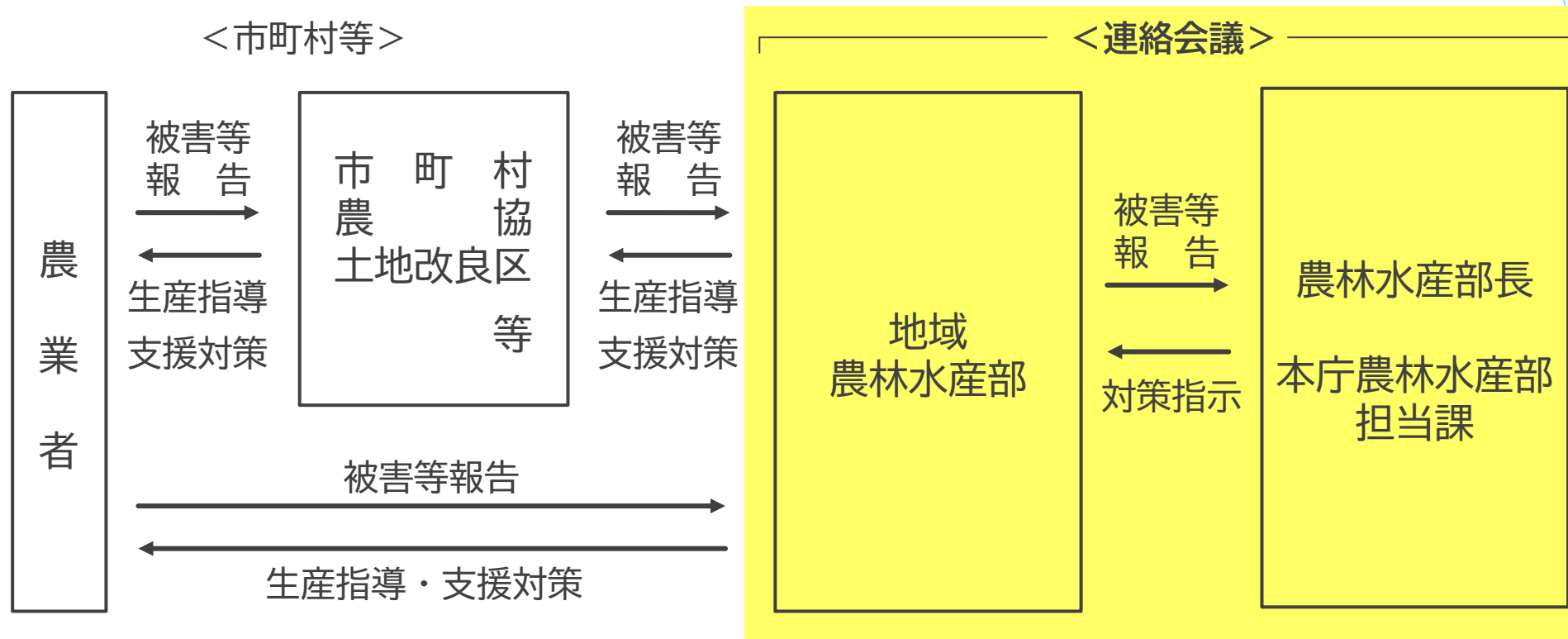
再建費①	県の補助金②	共済金③	畜産経営体負担額 ①－②－③
26,000千円	13,000千円	10,000千円	3,000千円

〈事業の流れ〉



今後の県の対応④

【「農業被害等対策連絡会議」設置と市町村等との連携イメージ】



今後の県の対応⑤

積雪深及び被害の報告件数の状況等を踏まえ、今冬の豪雪対策は、県豪雪対策本部から農業被害等対策連絡会議に移行し、技術指導や経営安定対策等を総合的に実施。

今冬の新たな取組のブラッシュアップと教訓を踏まえた新たな取組を検討し、来シーズン以降へ備える。

農業被害については、市町村や関係団体と連携しながら、スピード感をもって被害状況の把握に努めるとともに、農業者の生産意欲の減退を招かないよう、再生産に向けた取組への支援を行う。

令和7年3月28日

豪雪対策本部 本部長指示事項

- 今冬の豪雪については、これを災害ととらえ、1月4日に豪雪対策本部を設置し、市町村長をはじめとした関係者と意見交換を重ね、県民の命と暮らしを守るため、スピード感をもって必要な対策を実施してきました。
- 3月に入って以降は、県内各地の積雪深は減少しており、新たな被害もほぼ発生していません。
- こうした状況を踏まえ、今冬の豪雪対策は、豪雪対策本部から農業被害等対策連絡会議に移行し、農業等に係る技術指導や経営安定対策等を総合的に実施していくこととします。
- そこで、私からは2点について指示します。

1つ目は、今冬の豪雪への対策として、災害救助法の適用、除排雪機械の市町村マッチング支援、りんご雪害軽減、被災者生活再建支援等を実施しましたが、各部局にあっては、それぞれの所管分野において、豪雪対策の必要な改善を図り、今冬の教訓を踏まえた新たな取り組みを検討するなど、来シーズン以降への備えを適切に行ってください。

2つ目は、農業被害については、市町村や関係団体と連携しながら、スピード感をもって被害状況の把握に努めるとともに、農業者の生産意欲の減退を招かないよう、再生産に向けた取組への支援をしっかりと行ってください。

以上、指示します。